

令和4年度霧島市新型コロナウイルス対策経営改善促進助成事業

新型コロナウイルス感染症により売上等が減少するなど経営の安定に支障をきたしている市内中小企業等の経営の改善を図るため、新型コロナウイルス関連の制度資金を借り入れた事業者のうち、一定の要件を満たす事業者に対し、助成を行います。

対象者

令和2年1月1日から令和4年9月30日までの期間に、下記制度資金の借入れを行った市内に事業所のある中小企業者等

※ 令和2年度又は令和3年度に助成金の交付を受けた事業者も対象となります。

対象資金

区分	資金種別
鹿児島県中小企業融資制度	■ 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金 (令和3年5月31日借入れ分までに限る。)
日本政策金融公庫	■ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■ 新型コロナウイルス対策マル経融資 ■ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■ 新型コロナウイルス対策衛経融資
商工組合中央金庫	■ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業向け制度に限る。)

※ 1 申請時点で現に上記資金の借入を実行中の資金が対象となります。

※ 2 【既に借り換えを行っている資金】や【霧島市商工業資金利子補給補助金の交付を受ける資金】は対象となりません。

助成金額

1 事業者あたりの総借入額の **1パーセント** (1事業者あたり**10万円**を限度)

※ 1 総借入の限度額は、1,000万円です。複数の対象資金の合算も可能です。

※ 2 令和2年1月から令和3年12月までの間に対象資金の借入れが無く、令和4年1月1日以降に借入れのある事業者については、1事業者あたりの総借入額の **2パーセント** (1事業者あたり**20万円**を限度)

申請手続き

①申請書類 (市ホームページでご確認ください。)

- ・申請様式一式
- ・信用保証書の写し (鹿児島県中小企業融資制度の資金に限る。)
- ・申請者が融資を受けた金融機関が発行する融資実行日、資金種別及び返済予定が記載された書類の写し
- ・助成金の振込先口座に係る通帳の写し 等

②申請方法

- ・原則として **郵送** (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。)
- ・霧島商工会議所、霧島市商工会の会員は、それぞれ所属する **商工会議所、商工会に郵送** してください。

③申請書類入手方法

申請書類は、市ホームページからダウンロードしていただくか、本庁や各総合支所、市民サービスセンターでお受け取りください。

申請受付

令和4年 **6月21日 (火)** から **10月31日 (月)** まで ※当日消印有効

●お問い合わせ先

霧島市商工振興課 TEL 0995-64-0912

土日・祝日を除く
午前8時15分～午後5時

霧島市ホームページ URL <http://www.city-kirishima.jp>

コロナ対策経営改善促進助成

検索